

社会福祉法人らっく  
評議員の報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条に規定する社会福祉法人らっくの評議員に支給する報酬（以下「報酬」という。）について、総額の範囲及び支給の基準を定める。

(報酬の支給基準)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1に定める報酬を支給する。

2 評議員が評議員会に出席する日以外の日において、法人の業務にあたった場合は、別表1に定める報酬を支給することができる。

(旅費)

第3条 評議員が、法人の業務のために出張する場合は、別表2によりその費用を旅費として支給することができる。

2 旅費は原則として、出張終了後に支給する。ただし、必要に応じ、事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(改正)

第4条 本規程の改正は、評議員会の決議により行う。

付 則

1 この規程は、令和元年6月15日より適用する

別表1（1日あたりの報酬の額）

	報 酬
評議員	10,000円（税引き後の手取り額） ただし、当該年度における報酬の総額が50万円を超えない額とする。

別表2（旅費）

旅 費	宿泊費	日当	業務遂行に必要な経費
実 費	実費を支給する。 ただし、1泊あたり 15,000円を限度と する。	10,000円	原則として実費